

岐阜県福祉サービス第三者評価事業評価結果表

平成 31 年 4 月 1 日改正
(平成 31 年 4 月 1 日適用)

①第三者評価機関名

NPO 法人ナルク岐阜福祉調査センター

②施設・事業所情報

名称：岐阜県福祉事業団 岐阜県立はなの木苑		種別：障がい者支援施設
代表者氏名：若井 敦子		定員（利用人数）：入所 70 名 生活介護 90 名
所在地：岐阜県土岐市泉町久尻 1512-2		
TEL：0572-54-3521		ホームページ：https://www.gifu-fukushi.jp/hananoki/
ホームページ：https://www.gifu-fukushi.jp/institution/tono/p3720/		
メールアドレス： hananoki@gifu-hukushi.jp		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日 昭和 46 年 4 月 1 日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 社会福祉法人 岐阜県福祉事業団		
職員数	常勤職員： 40 名	非常勤職員 22 名
専門職員	（専門職の名称） 管理者 1 名 サービス管理責任者 2 名 生活支援員 27 名 看護職員 2 名 栄養士 1 名 事務員・業務員 2 名 相談員 5 名	生活支援員 16 名 看護職員 1 名 事務員・業務員 3 名 相談員 2 名 医師 (2 名)
施設・設備 の概要	居室 75 室 食堂 1 室 浴室 11 室 相談室 1 室	医務静養室 1 室 便所 11 箇所 洗面所 8 箇所

③理念・基本方針（※転載）

- | |
|--|
| <p>●理念</p> <p>安心で豊かな生活の支援</p> <p>●基本方針</p> |
|--|

1. 利用者の権利を尊重し、一人ひとりが生きがいを持って生活していただけるように支援します。
 - (1) 小グループ支援
 - (2) 毎月「なんでも相談」の実施
 - (3) 権利擁護とサービスの質の向上
2. 東濃圏域における知的障がい者（児）支援の拠点施設として地域福祉に貢献します。
 - (1) 在宅障がい者（児）への地域生活支援
 - (2) 重度・重複障がい者などの受け入れ
 - (3) 関係機関・関係施設との連携
 - (4) 福祉教育への協力と福祉専門職の養成
3. 積極的に地位交流を進めることで、障がい者理解の促進と開かれた施設を目指します。
 - (1) 施設経営委員会の設置
 - (2) 地域交流の推進
 - (3) 施設ボランティアの受け入れ
 - (4) 情報の収集と提供

④施設・事業所の特徴的な取組（※評価機関において記入）

●立地・環境

・施設は土岐市北部丘陵地の一角に位置し、自然環境に恵まれている。JR 中央線土岐市駅から近く、車で 10 分ほどの至近距離にあり、施設の目の前に東海環状自動車道五斗蒔スマート IC も開設し交通至便な地域である。

●東濃地区の知的障がい者（児）支援の拠点

・障がいのある方が心身共に健やかな生活を送り、社会・経済・文化などの活動を通じて、地域社会の一員としての暮らしができるよう支援している。

・利用定員は施設入所者が 70 人、生活介護が 90 人、短期入所が 4 人である。また地域生活支援事業として日中一時支援事業、バックアップ施設としてグループホーム織部がある。

●設備

・平成 13 年の改修された現在の建物は、居室棟、作業棟、食堂棟、浴室棟、事務室・会議室等の管理棟、体育館がそれぞれ別棟で構成され、全てバリアフリー施工である。

・居室棟（2 階建て）は 8 つのユニットで構成され、各ユニットには 10 内外の居室（和室及び洋室）があり、男子棟に 37 人、女子棟に 26 人が生活している。利用者は完全個室で、プライバシーの保護、安定した生活環境が創りだされている。

・各ユニットには浴室、便所、洗面所、デイルームの設備があり、利用者は個室の他、デイルームでくつろぐことができる。食堂は別棟にあるが、歩行困難など、食堂への移動が難しい利用者は、デイルームで食事することも可能である。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和6年7月4日（契約日） ～ 令和6年12月20日（評価結果確定日）
受審回数(前回の受審時期)	3回（令和元年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

●作業棟と住居棟が分離され、住居棟は全室個室（洋室・和室）である。住居棟は8つのユニット区分され、各ユニットは10人内外の小グループ支援で、個室のほか、便所、浴室、手洗い、ディルーム等が設備されている。食事は基本的には食堂であるが、利用者の希望により、ユニット内のディルームで摂ることもできる。また、個室にはそれぞれ希望する家具などを備えることができる。

●基本姿勢カードの携帯

・職員は氏名の記入されたカードを常時着用し、携帯する名札の裏面には、基本姿勢4項目がプリントされ、朝礼時等に全員が唱和している。基本姿勢4項目は以下の通りである。

- ①利用者・職員を「さん」付けで呼びます。
 - ②穏やかな声掛けで、指示・命令語は使いません。
 - ③利用者の支援に支障をきたす私語は慎みます。
 - ④利用者の行動の意味を探り、気持ちの安定を図ります。
- 職員間で気づきあいましょう！

●施設入所者支援

・入浴は毎週月・水・金曜日、ウォーキング・外出ドライブは毎週火・木曜日、余暇活動は毎週土・日曜日、園芸クラブ活動は火・木曜日と決められてるが、その他の時間は全く自由で、利用者は各ユニットのディルームでくつろいだり、自室で塗り絵・貼り紙等好きなことをして、一日を過ごしている。

・ボランティアによる活動が余暇支援として、よさこい踊り、清掃活動、着物着付け、理髪、音楽療法、夏祭り付き添いなどが行われている。

・外出は利用者の希望に沿って計画され実行されている。少数グループで、施設内ではできない体験や、街の商店に出かけて、日用品の自身の選択による買い物を楽しんでいる。車椅子や歩行不安定な利用者の外出も行われている。

●地域支援事業

・新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底する中、地域への支援事業として、当園の持つ専門性を生かした日中一時支援、短期入所サービスを活用して利用者を受け入れ、在宅障がい者及びその家族のニーズに対応している。

●リスクマネジメント（ヒヤリハット）

・ヒヤリハット報告は4月10件、5月20件、6月23件、7月14件、8月15件、

9月12件と半期で94件報告され、職員の事故防止への取り組みは評価できる。

- ・報告書は発生時間、場所、内容（転倒、他害行為等）、状況、原因、対応が記録され、集計結果はグラフ化されている。

- ・ヒヤリハットの周知はリスクマネジメント委員会を中心に行われ、緊急時の迅速な対応、支援方法の統一を確認し情報共有が図られている。

●誤薬防止への取り組み

- ・ヒヤリハットの反省から、服薬マニュアルに従い、看護師は1週間分の服薬を準備する。各棟の夜勤者がセットし、他の1名が確認を行っている。服薬の際には、必ず2名の支援者が服薬前に2回確認、服薬時に1回、服薬後に1回と計4回の確認が行われ、食後の服薬のリスクを防止するため、食前に服薬するなどの対策が構築されている。

●毎月開催の「なんでも相談」

- ・相談箱を4か所に設置し、鍵は相談員（外部の2人）が保管する。
- ・毎月第1金曜日を相談日とし利用者からの相談に応じたり、相談員から利用者の様子や敷地内の整備状況等の意見を聞くなどの体制が構築されている。

●マニュアルが整備されている

- ・事務の標準化を図るためのマニュアルがよく整備されている。
- ・30項目におよぶマニュアルが、目次を付けた1冊のファイルにまとめられており、何時でも素早く閲覧できる体制が出来ている。

- 処理業務における連携・連絡体制（経営会議と各種会議・委員会）が良く機能している。

- ・各種会議、委員会は「日々の情報共有」「組織間の情報共有」「利用者との情報共有」に区分されている。開催された各種会議、委員会の協議事項・検討事項については、主要な職員の参加により月1回開催される「経営会議」において、通常業務の点検、評価、見直しや収支状況等、施設運営に関わる事項、およびリスクマネジメントなどを検討し協議されている。

- ・「日々の情報共有」では、「ケース会議（担当者会議・棟会議）」「その他（朝礼・夜勤時の引継ぎ）」の会議がある。

- ・「組織間の情報共有」では「支援会議」「各種会議」「各種会議（システム委員会・地域会議・通所会議・虐待防止委員会等）」の会議、委員会がある。

- ・「利用者との情報共有」では「自治会会議（全体会議・役員会・食事サービス会議）」がある

- ・身体拘束防止委員会、虐待防止委員会は毎月開催され、職員は毎月12項目のチェック項目にコメントなど記入し、虐待防止に努めている。

●福祉サービス第三者評価への取り組み

- ・2011年1月を第1回として定期的に第三者評価を受審され、今回は4回目であり、福祉サービスの質の向上への真摯な取り組みは高く評価できる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

職員一人ひとりが、研修に参加したり、ケース検討会に出席して支援スキル向上に励んでいます。暮らしやすく生活しやすい環境を整え、利用者の方が安心して過ごしていただけるよう努めてまいります。利用者の方、利用者ご家族の方や地域の方などに信頼される施設運営をさらに目指してまいります。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。